

【Withコロナを考えた広告販売に関するJPVAガイドライン】

JPVAでは新型コロナウイルス禍における屋外大型ビジョンの広告販売につきまして、放映時期のスライドおよびキャンセルに関するガイドラインを以下のように設け運用してまいります。

※適用期間～2020年10月31日迄にお申込みいただいた案件

①放映時期のスライドに関するルール

- ・放映期間が「30日以内」の案件につきまして、放映期間の変更をお受けいたします（その他長期案件などは別途媒体社にご相談ください）
- ・各媒体社から出されている、企画案件や買切案件は適用外となります。
- ・既に申込頂いている案件に関しても本ルールを適用いたします。
- ・スライド対応可能期間は、原則として放映予定日から1年以内となります。
※スライド対応可能期間が異なる媒体もございますので、都度ご確認ください。
※1年以内のスライド期間においても、媒体によりお受け出来ない時期もございますので都度ご確認ください。
- ・スライド対応のご希望をいただいてから編成に反映するまでに数日間必要となります。媒体毎に必要な日数が異なりますのでご確認ください。
- ・2020年11月以降も状況に改善が見られない場合、本ルールを継続いたします。

②キャンセルに関するルール

緊急事態宣言が再度発令された場合、または媒体社が妥当と判断した場合、以下を考慮の上、キャンセルを受け付けます。

- ・媒体によって番組編成を修正するための必要日数が異なりますのでご確認ください（反映までに2～5営業日ほど必要）
- ・放映前にキャンセルのご連絡を頂いたにも拘わらず、編成作業が間に合わず放映が開始された場合は、放映された回数についてはキャンセルまたは時期をスライドして放映するかご選択いただけます。
- ・放映中の案件に関しましても、同様の対応とさせていただきます。